

最低賃金適用除外に係る事例

- ① 精神又は身体の障害者に係る事例 1
- ② 軽易な業務に従事する者（高齢者等）に係る事例 . . . 4
- ③ 軽易な業務に従事する者（監視）に係る事例 7
- ④ 断続的な労働に従事する者に係る事例 10

様式第1号

精神又は身体の障害者の最低賃金適用除外許可申請書						
事業の種類		事業場の名称		事業場の所在地		
クリーニング業		霞クリーニング㈱		東京都千代田区霞ヶ関1-2-2		
適用除外を受けようとする労働者	氏名	性別	生年月日	適用除外を受けようとする最低賃金	件名	東京都最低賃金
	労働 太郎	男	昭和50年 3月1日		最低賃金額	時間額739円
精神又は身体の障害の態様	知的障害（療育手帳による障害の程度判定B）			支払おうとする賃金	金額	時給445円
従事させようとする業務の種類	洗濯物の折りたたみ				上の金額を定めた基準	健常者に対して50%程度の能力と思われることから。
労働能力に支障のある程度	乾燥機から洗濯乾燥品を取り出し、伸ばしてたたむ作業に相当な時間を要する。					
<p>平成20年 2月1日</p> <p style="text-align: right;">職 霞クリーニング株式会社代表取締役 使用 者</p> <p>東京労働局長 殿 氏名 霞 一郎 ㊟</p>						

注 意

- 1 「従事させようとする業務の種類」欄には、適用除外の許可があつた後において当該労働者に従事させようとする業務の種類を記入すること。
- 2 「支払おうとする賃金」欄には、適用除外の許可があつた後において当該労働者に支払おうとする賃金について記入すること。
- 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

申請書添付書類

- 1 療育手帳の写し
- 2 タイムカードの写し
- 3 貸金台帳の写し
- 4 作業実績に関する資料

最低賃金適用除外許可書

東 労 基 許 可 第 200101号
平成 20 年 2 月 10 日

事業場の名称 霞クリーニング株式会社
所在地 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2
代表者職氏名 代表取締役 霞 一郎 殿

東京労働局長

平成20年2月1日付けをもって申請のあった 精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者 に対する最低賃金の適用除外については、下記の附款を付し、次のとおり許可する。

なお、この附款に反した場合には、許可を取り消すことがある。

適用除外をする最低賃金件名	東京都最低賃金
許可対象労働者氏名等	労働 太郎
従事業務の種類等	洗濯業務（洗濯乾燥品の折りたたみ作業）

記

- 許可の有効期間は平成20年2月10日より平成21年2月9日までとする。
- 支払賃金額
 - 1時間 445 円以上とすること。
なお、東京都 最低賃金の最低賃金額が改定されたときは、その発効日から同最低賃金額の 61 %以上の金額に改定すること。
 - 上記の金額には最低賃金法施行規則第2条で定める賃金、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当は算入しないこと。

備 考

- 許可対象労働者について従事業務の種類等を変更した場合は、最低賃金額以上の賃金を支払う必要が生じることがある。
- この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、厚生労働大臣に対して審査請求をすることができる（処分があった日から1年を経過した場合を除く。）。
この処分に対する取消訴訟については、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる（処分があった日から1年を経過した場合を除く。）。
ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、処分の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければならない（裁決があった日から1年を経過した場合を除く。）。

様式第5号

軽易な業務に従事する者 断続的な労働に従事する者の最低賃金適用除外許可申請書(個人)				
事業の種類		事業場の名称		事業場の所在地
ダンボール加工		(株)霞ヶ関紙器		東京都千代田区霞ヶ関1-2-2
適用除外を受けようとする労働者	労働 太郎(男 昭和11年5月1日生)		適用除外を受けようとする最低賃金	件名 東京都最低賃金
従事させようとする業務の種類	工場・事務所内の清掃、ゴミの分別、草むしり等			最低賃金額 時間額739円
労働の態様	別添のとおり		支払おうとする賃金	金額 時給444円
その他参考となる事項	ダンボール加工の業務ではなく、清掃、ゴミの分別等作業内容は軽易な業務である。			上の金額を定めた基準 高齢のため、ダンボールの加工の作業を行なわせることが困難であり、作業動作が遅く、特に軽易な業務に就かせていることから。
平成20年 2月1日				
東京労働局長 殿		職 株式会社霞ヶ関紙器代表取締役 使用者 氏名 霞 一郎 ㊟		

注 意

- 1 表題の()内には、個人別に許可を受けようとする場合は「個人」と、包括的に許可を受けようとする場合は「包括」と記入すること。
- 2 「適用除外を受けようとする労働者」欄には、個人別に許可を受けようとする場合は当該労働者の氏名、性別及び生年月日を、包括的に許可を受けようとする場合は申請時における該当労働者の数を記入すること。
- 3 「従事させようとする業務の種類」欄には、適用除外の許可があつた後において当該労働者に従事させようとする業務の種類を記入すること。
- 4 「労働の態様」欄には、始業終業の時刻、業務の内容、労働の断続の状況等について詳細に記入すること。
- 5 「支払おうとする賃金」欄には、適用除外の許可があつた後において当該労働者に支払おうとする賃金について記入すること。
- 6 「その他参考となる事項」欄には、適用除外を必要とする理由その他参考となる事項を記入すること。
- 7 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

添付資料

1 労働の態様

- ① 始業時刻 8 : 00～終業時刻 16 : 00 所定労働時間 7 時間 00 分
- ② 工場、事務所内清掃
- ③ 食堂、事務所のポットのお湯の用意
- ④ ゴミの分別、ゴミだし
- ⑤ 週 1 回のトイレ掃除
- ⑥ 駐車場の清掃
- ⑦ 草取り (年 4 回程度)

2 就業規則の写し

3 労働者名簿

4 賃金台帳写し

5 出勤簿写し

最低賃金適用除外許可書

東 労 基 許 可 第 200102号
平成 20 年 2 月 10 日

事業場の名称 株式会社霞ヶ関紙器
所在地 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2
代表者職氏名 代表取締役 霞 一郎 殿

東京労働局長

平成20年2月1日付けをもって申請のあった 軽易な業務に従事する者 に対する最低賃金の適用除外については、下記の附款を付し、次のとおり許可する。
なお、この附款に反した場合には、許可を取り消すことがある。

適用除外をする最低賃金件名	東京都最低賃金
許可対象労働者氏名等	労働 太郎
従事業務の種類等	工場・事務所内の清掃、ゴミの分別、草むしり等
労働の態様	工場・事務所内の清掃、食堂・事務所のお湯準備、ゴミの分別・ゴミ出し、週1回のトイレ掃除、駐車場の清掃、年4回程度の草取り、所定労働時間7時間

記

- 許可の有効期間は平成20年2月10日より平成23年2月9日までとする。
- 支払賃金額
 - 1時間 444 円以上とすること。
なお、東京都 最低賃金の最低賃金額が改定されたときは、その発効日から同最低賃金額の 60 %以上の金額に改定すること。
 - 上記の金額には最低賃金法施行規則第2条で定める賃金、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当は算入しないこと。

備考

- 許可対象労働者について従事業務の種類等を変更した場合は、最低賃金額以上の賃金を支払う必要が生じることがある。
- この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、厚生労働大臣に対して審査請求をすることができる（処分があった日から1年を経過した場合を除く。）。
この処分に対する取消訴訟については、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる（処分があった日から1年を経過した場合を除く。）。
ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、処分の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければならない（裁決があった日から1年を経過した場合を除く。）。

様式第5号

軽易な業務に従事する者 断続的な労働に従事する者の最低賃金適用除外許可申請書（包括）				
事業の種類	事業場の名称	事業場の所在地		
輸送用機械器具製造業	(株)カスミー	東京都千代田区霞ヶ関1-2-2		
適用除外を受けようとする労働者	労働 太郎ほか3名（別紙のとおり）	適用除外を受けようとする最低賃金	件名	①東京都最低賃金 ②東京都自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、航空機・同附属品製造業最低賃金
従事させようとする業務の種類	守衛業務		最低賃金額	①時間額739円 ②時間額809円
労働の態様	別添のとおり	支払おうとする賃金	金額	月125,000円
その他参考となる事項	常態として身体又は精神の緊張の少ない業務である。		上の金額を定めた基準	精神的な緊張度が低く、労働密度も疎であることを考慮した。
平成20年 2月1日 東京労働局長 殿 職 株式会社カスミー代表取締役 使用者 氏名 霞 一郎 ㊟				

注 意

- 1 表題の（ ）内には、個人別に許可を受けようとする場合は「個人」と、包括的に許可を受けようとする場合は「包括」と記入すること。
- 2 「適用除外を受けようとする労働者」欄には、個人別に許可を受けようとする場合は当該労働者の氏名、性別及び生年月日を、包括的に許可を受けようとする場合は申請時における該当労働者の数を記入すること。
- 3 「従事させようとする業務の種類」欄には、適用除外の許可があつた後において当該労働者に従事させようとする業務の種類を記入すること。
- 4 「労働の態様」欄には、始業終業の時刻、業務の内容、労働の断続の状況等について詳細に記入すること。
- 5 「支払おうとする賃金」欄には、適用除外の許可があつた後において当該労働者に支払おうとする賃金について記入すること。
- 6 「その他参考となる事項」欄には、適用除外を必要とする理由その他参考となる事項を記入すること。
- 7 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

・ 添付資料

1 被申請労働者一覧

2 労働の態様

- ① 始業終業時刻は交番表のとおり
- ② 来訪者の受付
- ③ 時間外の電話応対
- ④ 工場内巡視 (AM5:00、PM6:00、PM10:00 所要時間は1回30分)
- ⑤ 守衛室周辺の清掃等

2 勤務時間、勤務表

(内 容)

4名の者が交代で8時間あるいは21時間の守衛業務をローテーションを組んで行なう形での交番表。

3 就業規則 (賃金規定) 写し

4 労基法41条に基づく許可書の写し

(参 考)

支払賃金額：月 125,000 円

1ヶ月平均所定労働時間=248.8H

うち1ヶ月の深夜労働時間=85.0H

時間額換算=125,000円 / (248.8 + (85.0 × 0.25)) H ≒ 462.9円

最低賃金適用除外許可書

東 労 基 許 可 第 200103号
平 成 2 0 年 2 月 1 0 日

事業場の名称 株式会社カスミー
所在地 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2
代表者職氏名 代表取締役 霞 一郎 殿

東京労働局長

平成20年2月1日付けをもって申請のあった 軽易な業務に従事する者 に対する最低賃金の適用除外については、下記の附款を付し、次のとおり許可する。
なお、この附款に反した場合には、許可を取り消すことがある。

適用除外をする最低賃金件名 ①東京都最低賃金
②東京都自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、航空機・同附属品製造業最低賃金

許可対象労働者氏名等 労働太郎ほか3名（別紙の許可対象労働者名簿のとおり）

従事業務の種類等 守衛業務

労働の態様 守衛室における来訪者の受付・時間外の電話対応、定刻（AM5:00,PM6:00,PM10:00）の工場内巡視、守衛室周辺の清掃等。交番表による労働時間8時間又は21時間

記

1 許可の有効期間は平成20年2月10日より平成23年2月9日までとする。

2 支払賃金額

- ① 1時間 463 円以上とすること。
なお、東京都 最低賃金の最低賃金額が改定されたときは、その発効日から同最低賃金額の 63 %以上の金額に改定すること。
② 上記の金額には最低賃金法施行規則第2条で定める賃金、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当は算入しないこと。

備 考

1 許可対象労働者について従事業務の種類等を変更した場合は、最低賃金額以上の賃金を支払う必要が生じることがある。

2 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、厚生労働大臣に対して審査請求をすることができる（処分があった日から1年を経過した場合を除く。）。

この処分に対する取消訴訟については、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる（処分があった日から1年を経過した場合を除く。）。

ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、処分の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければならない（裁決があった日から1年を経過した場合を除く。）。

様式第5号

軽易な業務に従事する者 断続的な労働に従事する者の最低賃金適用除外許可申請書(個人)					
事業の種類		事業場の名称		事業場の所在地	
その他のサービス業		霞ヶ関物産(株)勤生寮		東京都千代田区霞ヶ関1-2-2	
適用除外を受けようとする労働者	労働 太郎(男 昭和30年7月21日生)		適用除外を受けようとする最低賃金	件名	東京都最低賃金
従事させようとする業務の種類	寮の管理人業務			最低賃金額	時間額739円
労働の態様	別添のとおり		支払おうとする賃金	金額	月145,000円
その他参考となる事項	労働時間中において手待時間が多く、比較的、実作業時間は少ない。			上の金額を定めた基準	拘束時間中、手待時間が多く、実作業時間が少ないことを考慮した。
平成20年 2月1日					
東京労働局長 殿		職 株式会社霞ヶ関物産代表取締役 使用 者		氏名 霞 一郎 ㊟	

注 意

- 1 表題の()内には、個人別に許可を受けようとする場合は「個人」と、包括的に許可を受けようとする場合は「包括」と記入すること。
- 2 「適用除外を受けようとする労働者」欄には、個人別に許可を受けようとする場合は当該労働者の氏名、性別及び生年月日を、包括的に許可を受けようとする場合は申請時における該当労働者の数を記入すること。
- 3 「従事させようとする業務の種類」欄には、適用除外の許可があつた後において当該労働者に従事させようとする業務の種類を記入すること。
- 4 「労働の態様」欄には、始業終業の時刻、業務の内容、労働の断続の状況等について詳細に記入すること。
- 5 「支払おうとする賃金」欄には、適用除外の許可があつた後において当該労働者に支払おうとする賃金について記入すること。
- 6 「その他参考となる事項」欄には、適用除外を必要とする理由その他参考となる事項を記入すること。
- 7 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

添付資料

- 1 就業規則の写し
- 2 賃金台帳の写し
- 3 労働の様態 (以下のとおり)

8 : 0 0 ~ 8 : 3 0 ゴミ置き場の清掃、寮外巡回
9 : 3 0 ~ 1 0 : 0 0 郵便物・宅配物の配布、寮内巡回
1 2 : 0 0 ~ 1 3 : 3 0 郵便物・宅配物の配布、寮内清掃、浴場関係準備
1 7 : 0 0 ~ 1 8 : 0 0 郵便物・宅配物の配布、夕刊配布、寮内巡回
2 0 : 3 0 ~ 2 1 : 0 0 ゴミ置き場の清掃、寮外巡回

所定労働時間 : 13時間00分 (8 : 00 ~ 21 : 00)

拘束時間 : 13時間00分 (8 : 00 ~ 21 : 00)

1日の実作業時間 : 4時間00分

(参 考)

支払賃金 : 月145,000円

所定労働日数 : 365日 - 70日 (所定休日) = 295日

1ヶ月の平均所定労働時間 : $13\text{H} \times 295\text{日} / 12 = 319.6\text{H}$

時間額換算 = $145,000 \div 319.6 \approx 453.7$ 円

最低賃金適用除外許可書

東 労 基 許 可 第 200104号
平 成 2 0 年 2 月 1 0 日

事業場の名称 霞ヶ関物産株式会社勤生寮
所在地 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2
代表者職氏名 代表取締役 霞 一郎 殿

東京労働局長

平成20年2月1日付けをもって申請のあった 断続的労働に従事する者 に対する最低賃金の適用除外については、下記の附款を付し、次のとおり許可する。

なお、この附款に反した場合には、許可を取り消すことがある。

適用除外をする最低賃金件名 東京都最低賃金

許可対象労働者氏名等 労働 太郎

従事業務の種類等 寮の管理人業務

労働の態様 一定の時間帯（8:00~8:30,9:30~10:00,12:00~13:30,
17:00~18:00,20:00~21:00）における寮内外巡回、清掃、
郵便物・宅配物の配布等
1日の拘束時間は13時間、実作業時間は4時間

記

1 許可の有効期間は平成20年2月10日より平成21年2月9日までとする。

2 支払賃金額

① 1時間 454 円以上とすること。

なお、東京都 最低賃金の最低賃金額が改定されたときは、その発効日から同最低賃金額の 62 %以上の金額に改定すること。

② 上記の金額には最低賃金法施行規則第2条で定める賃金、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当は算入しないこと。

備考

1 許可対象労働者について従事業務の種類等を変更した場合は、最低賃金額以上の賃金を支払う必要が生じることがある。

2 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、厚生労働大臣に対して審査請求をすることができる（処分があった日から1年を経過した場合を除く。）。

この処分に対する取消訴訟については、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる（処分があった日から1年を経過した場合を除く。）。

ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、処分の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければならない（裁決があった日から1年を経過した場合を除く。）。